

## 令和5年度宮崎県消費生活センター出前講座実施要領（一般向け）

- 1 目 的  
複雑・多様化する消費者トラブルの未然防止や、豊かで安全・安心な消費生活の安定・向上を図るため、広く消費者に学習機会や情報を提供するとともに、自立した消費者の育成を支援する。
- 2 内 容  
別表「テーマ一覧」のとおり
- 3 講 師  
消費生活センター職員及び登録講師
- 4 実施日時  
原則として、平日の午前9時から午後5時までのうち、1時間から1時間30分程度
- 5 実施場所  
宮崎県消費生活センター、消費生活センター都城支所、消費生活センター延岡支所及び申込団体等が指定する場所
- 6 対象人員  
原則として10名以上
- 7 受講料  
無料
- 8 申込方法  
受講を希望する団体・グループ等(以下「申込者」という。)は、実施希望日の1か月前までに申込書(様式1)に必要な事項を記入の上、下表の区分により申し込むこと。

区 分	対 象 地 域
県消費生活センター 電 話 0985-32-7171 F A X 0985-38-8727	宮崎市、日南市、小林市、串間市、西都市、えびの市、国富町、綾町、高鍋町、新富町、西米良村、木城町、川南町、都農町
県消費生活センター都城支所 電 話／F A X 0986-24-0998	都城市、三股町、高原町
県消費生活センター延岡支所 電 話／F A X 0982-31-0998	延岡市、日向市、門川町、諸塚村、椎葉村、美郷町、高千穂町、日之影町、五ヶ瀬町

なお、申込者の住所のある市町村消費者行政担当課を経由して申し込むこともできる。

- 9 申込内容の変更  
申込内容を変更する場合は、上記8の区分により速やかに届け出ること。
- 10 実施報告書  
申込者は、受講終了後速やかに実施報告書(様式2)を作成し、報告すること。

別表 テーマ一覧

テ ィ マ	主 な 講 義 内 容	派遣講師
<p>くらしの中の契約 (高齢者、一般向け)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・契約の基礎知識</li> <li>・クーリング・オフ制度</li> <li>・悪質商法や振り込め詐欺の手口とトラブル事例</li> <li>・多重債務 など</li> </ul>	<p>職員または 登録講師</p>
<p>くらしの中の契約 (若年者向け)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・契約の基礎知識</li> <li>・クーリング・オフ制度</li> <li>・悪質商法の手口とトラブル事例</li> <li>・ネット取引に関するトラブル</li> <li>・クレジットカードの仕組みと上手な利用方法 など</li> </ul>	<p>職員または 登録講師</p>
<p>悪質商法から高齢者等を守る (民生委員、ヘルパー等向け)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・契約の基礎知識</li> <li>・クーリング・オフ制度</li> <li>・悪質商法や振り込め詐欺の手口とトラブル事例</li> <li>・高齢者等の被害を未然に防ぐための気配り・目配りのポイント</li> <li>・多重債務 など</li> </ul>	<p>職員または 登録講師</p>
<p>知っておきたい食品表示</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・消費期限と賞味期限</li> <li>・原産地表示のルール</li> <li>・有機食品や遺伝子組換え食品の表示</li> <li>・表示 (栄養成分、食品添加物、アレルギー表示) など</li> </ul>	<p>登録講師</p>
<p>クリーニングの基礎知識</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・クリーニングのかしこい利用法</li> <li>・家庭でできるクリーニング術</li> <li>・洗剤が汚れを落とすしくみ</li> <li>・水洗いとドライクリーニングの違い</li> <li>・クリーニングトラブル など</li> </ul>	<p>登録講師</p>